

平成 28 年 6 月 25 日

特定非営利活動法人日本胸部外科学会

役員 各位

当該委員会委員 各位

特定非営利活動法人日本胸部外科学会

理事長 大北 裕

同 COI 委員会委員長 丹黒 章

日本胸部外科学会「医学研究の利益相反(COI)に関する指針」に基づく、  
役員等の利益相反自己申告書の提出について

拝 啓 時下、ますますご健勝の御事と存じます。

平素は学会活動にご協力賜わり、誠に感謝申し上げます。

本会では、「臨床研究の COI（利益相反）に関する指針」に基づき、理事長、副理事長、理事、監事、委員会委員長、会長、副会長、および会誌編集委員会、政策検討委員会、学術委員会、診療問題委員会、倫理・安全管理委員会、COI 委員会委員には「役員等の利益相反自己申告書」（様式 3）を提出していただくことになっております。

貴殿には当該申告書の提出が義務付けられている前記職務を委嘱しておりますので、同封の「臨床研究の利益相反に関する指針関連資料」を参考にして平成 28 年 7 月 15 日（金）（必着）までにご記入の上、ご提出を宜しくお願い致します。

算出期間は指針に則り、**平成 25（2013）年 10 月 20 日～平成 26（2014）年 10 月 3 日**までの 1 年分と**平成 26（2014）年 10 月 4 日～平成 27（2015）年 10 月 20 日**までの 1 年分となります。新しく就任された方は 2 年分、継続の方は 1 年分となります。先生方には該当の申告書を同封しておりますので、提出のほどよろしくお願い申し上げます。

電子ファイル（Word）による作成を希望される場合は、本会ホームページ（<http://www.jpats.org/>）「胸部外科学会とは」の「指針」からテンプレートをダウンロードしてご使用ください。

本件は産学連携による**医学**研究を推進する観点から、あくまでも、疑義が生じないように事前に利益相反状態を開示することが重要であり、違反者に対して何らかの罰則を科すことが目的ではありません。

最後に、指針に関する補足第 4 号に基づき、当該申請書及びそこに開示された利益相反状態（利益相反情報）は学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理されることを申し添えます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

COI 状態を記入するにあたって

**対象者自身**は、指針のⅣ. 開示・公開すべき事項に掲載されている①～⑦の事項で、別に定める基準（指針運用規則第 2 条 3 項）を超える場合は、COI の状況を所定の様式（同封の様式 3）に従い、また、**対象者の配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有する者**は、指針のⅣ. 開示・公開すべき事項に掲載されている①～③の事項で別に定める基準（指針運用規則第 2 条 3 項）を超える場合は、その正確な状況を学会に申告する義務を負うものとなっております。

以上を鑑み、様式 3 の提出を何卒、宜しくお願い致します。

なお、以下に記載における注意点を列記致します。

注意事項

- ① 自己申告が必要な金額は 100 万円を超えた場合に申告して下さい。
- ② 様式 3 は 1 年間分を記入し、その算出期間を明示する。新就任時は就任日から 2 年前までさかのぼった COI 状態を自己申告しなければならないとあり、2 枚必要となります。継続中の方は 1 年分となります。
- ③ 本書式を使用しても構わずし、ダウンロードしても構いません。